

北海道大学教職員組合は国立大学法人法改正法案の廃案を求めます

政府が2023年10月31日に閣議決定して国会に提出した国立大学法人法改正法案は、もともとは大学ファンド（10兆円ファンド）から支援を受けることができる国際卓越研究大学という制度を既存の国立大学に導入するためのものとされていました。ところが、実際に提出された改正法案は、国際卓越研究大学に設置が義務付けられる「運営方針会議」という合議体の意思決定・監督機関を、国際卓越研究大学に限定せず、事業規模が特に大きい国立大学法人に対して設置することを義務付けています。

北海道大学教職員組合はこのような合議体を国立大学に一方向的に設置する今回の国立大学法人法改正法案に下記の観点から強く反対し、この改正法案の廃案を求めます。

運営方針会議という合議体は、国立大学法人の中期目標（の原案）・中期計画や予算と決算に関する決定権を有するなど、従来の役員会の権限の一部を行使します。さらに、学長を決定した経営方針に従わせるとともに、学長選考方針に意見を述べることや学長の解任を発議することもできます。そして、強大な権限を持つ合議体の委員となるためには文部科学大臣の承認を得る必要があります。このように、法案は明らかに従来の国立大学法人の自主性・自立性を変更するものとなっています。

このような国立大学の組織運営に関する大幅な変更は、あくまで大学ファンドから支援を受ける国際卓越研究大学のみ導入されるものとして関係機関で議論が積み重ねられてきました。法案提出の段階で突如、合議体の設置対象を国際卓越研究大学以外の国立大学法人にも拡大することには必要性や合理性がありません。立法事実について民主的に議論が積み重ねられて初めて成立する法律の諸原理にも反しており、看過することはできません。

そして以上の2つのことを総合すると、今回の突如の変更は、運営方針会議という合議体の機能を通じて政府が国立大学に対する影響力の強化を図ることを、国立大学関係者に異議を申し立てる時間を与えずに行おうとしたものと判断せざるを得ません。

以上のように、本労働組合は今回の国立大学法人法の改正法案が、法案作成に必要となる民主的な議論を軽視し、時の政府や政策から独立した判断を行うべきである大学の自治のあり方に不当に介入しようとする意図で行われたと判断し、この法案の廃案を求めます。

2023年11月29日

北海道大学教職員組合